

ヘルパーステーションなかがわ利用料金

平成 28 年 4 月 1 日～

介護保険からの（予防）給付サービスを利用する場合は、各利用者の負担割合に応じた額となります。但し、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額自己負担となります。

【要介護 1 割負担の場合】

身体介護	20 分未満※1	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 30 分を対ごとに
	165 円	245 円	388 円	564 円	80 円増加
生活援助		20 分以上 45 分未満	45 分以上	—	—
		183 円	225 円	—	—
身体介護に続く 生活援助		20 分以上 45 分未満	45 分以上 70 分未満	70 分以上	—
		67 円	134 円	201 円	—
特定事業所加算Ⅱ	上記料金 × 10% 加算				

▼基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25% 増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50% 増しとなります。

▼事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者へのサービス提供は、基本単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定します。

また、上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する利用者で、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合は、基本単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定します。

※1 当事業所では 20 分未満の身体介護は算定しておりません。

【要支援 1 割負担の場合】

■平成 28 年 4 月より総合事業へ移行。平成 30 年 3 月末までみなし指定。

区分	利用回数	月額（定額）
(Ⅰ)	1 回 / 週	1,168 円
(Ⅱ)	2 回 / 週	2,335 円
(Ⅲ)	3 回以上 / 週（※要支援 2 のみ）	3,704 円

【各種加算 1 割負担】

初回加算※2	緊急時訪問介護※3	中山間地域帯にお住まいの方へのサービス提供加算※4	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
200 円 / 月	100 円 / 回	基本料金の 5%	基本料金とその他の加算の 8.6%

※2・3 初回加算、緊急時訪問介護加算は該当月に適用します。

※3 要介護者のみ適用

※4 中山間地域帯にお住まいの方へ適用します。